

【騒音・振動】特定施設一覧表 ※ 項番号がある場合は届出対象です

特定施設の種類		騒音規制法		振動規制法		福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(※2)	
		項番号		項番号		項番号	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	-	-	イ-1)	原動機の定格出力の合計が22.5kW未満
	製管機械	1-ロ		-	-	-	-
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上	-	-	イ-2)	ロール式で原動機の定格出力が3.75kW未満
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	-	-
	機械プレス	1-ホ	予備加圧能力が294kN以上	1-ロ		-	-
	せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力が3.75kW以上	1-ハ	原動機の定格出力が1kW以上	イ-3)	原動機の定格出力が3.75kW未満
	鍛造機	1-ト		1-ニ		-	-
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ		-	-	-	-
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く	-	-	イ-4)	タンブラスト以外で密閉式のもの及びタンブラスト
	タンブラー	1-ヌ		-	-	-	-
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る	-	-	イ-5)	高速切断機及びプラズマ切断機
	研磨機	-	-	-	-	イ-6)	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く 亜鉛版研磨機以外は2台以上
空気圧縮機及び送風機		2	原動機の定格出力が7.5kW以上 空気圧縮機は冷凍機を除く	2	原動機の定格出力が7.5kW以上の圧縮機 →冷凍機、低振動型圧縮機(※1)を除く	-	-
クーリングタワー		-	-	-	-	ロ	原動機の定格出力が3.75kW以上
土石用又は鉱物用破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機		3	原動機の定格出力が7.5kW以上	3	原動機の定格出力が7.5kW以上	-	-
織機		4	原動機を用いるものに限る	4	原動機を用いるものに限る	-	-
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き 混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上	-	-	-	-
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が200kg以上	-	-	-	-
	コンクリートブロックマシン	-	-	5	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上	-	-
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	-	-	5	原動機の定格出力の合計が10kW以上	-	-
穀物用製粉機		6		-	-	-	-
木材加工機械	ドラムパーカー	7-イ		6-イ		-	-
	チッパー	7-ロ	原動機の定格出力が2.25kW以上	6-ロ	原動機の定格出力が2.2kW以上	-	-
	碎木機	7-ハ		-	-	-	-
	帯のご盤	7-ニ	原動機の定格出力が製材用15kW以上、	-	-	-	-
	丸のご盤	7-ホ	木工用2.25kW以上のものに限る	-	-	-	-
	かんな盤	7-ヘ	原動機の定格出力が2.25kW以上	-	-	-	-
抄紙機		8		-	-	-	-
印刷機		9	原動機を用いるものに限る	7	原動機の定格出力が2.2kW以上	-	-
ゴム練用又は合成樹脂専用の ロール機		-	-	8	カレンダーロール機以外のもので 原動機の定格出力が30kW以上	-	-
合成樹脂用射出成形機		10		9		-	-
鋳造型機		11	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る	-	-
ドラム缶洗浄機		-	-	-	-	ハ	原動機を用いるものに限る
ロータルキリン		-	-	-	-	ニ	
重油バーナー		-	-	-	-	ホ	重油の使用量が1時間あたり50ℓ以上
電気炉		-	-	-	-	ヘ	変圧器の定格出力が1000KVA以上

(※1) 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するもの

(※2) 次に掲げるものを除く

- 一 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 二 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物
- 三 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- 四 騒音規制法(昭和43年法律第987号)第3項第1項に規定により指定された地域内に係る同法第2条第2項に規定する特定工場数等に設置される施設